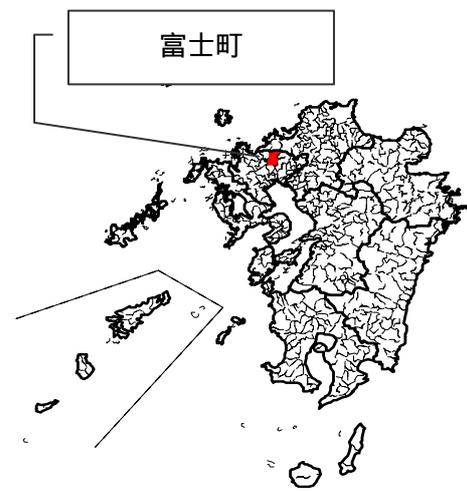


# 富士町ふるさと再見特区

都道府県名： 佐賀県  
申請主体名： 富士町  
区域の範囲： 佐賀県佐賀郡富士町の全域



特区の概要： 富士町内において、農家民宿や農家レストラン等を開設し濁酒を提供することにより、地域性、独自性を出したグリーン・ツーリズムを行うことが可能となる。富士町に来て頂いたお客様が町内農家と一緒にあって、富士町の農業を育てていけるような交流を行いお互いがふるさとを再発見できるような特区とする。

適用される規制の特例措置：

- ・ 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認
- ・ 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和



(収穫指導)



(夕食の準備)